

平成28年3月31日(木曜日)号外 第16号

発 行 **宮 崎 県**

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

日		
	○宮崎県環境影響評価条例施行規則の一	部を改正
J	する規則	(環境管理課) 10
規則	○訓練手当支給規則の一部を改正する規	則(労働政策課)13
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規	○宮崎県職業訓練の基準等に関する条例	施行規則
則・・・・・(障がい福祉課)	の一部を改正する規則	(") 14
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援	○家畜伝染病予防法施行細則の一部を改	正する規
するための法律施行細則の一部を改正する規則(″)	則	・・・・・・(家畜防疫対策課) 14
○興行場に関する条例施行規則の一部を改正する	○建築士法施行細則の一部を改正する規	則(建築住宅課)15
規則(衛生管理課)	告 示	
○理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部	○県が発注する建設工事等の契約に係る	入札参加
を改正する規則(// // // // // // // // // // // // //	者の資格等に関する要綱の一部を改正	する告示(管理課)17
○児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に	○油津港港湾計画の変更の概要	(港湾課)18
関する規則の一部を改正する規則(こども家庭課)	○細島港港湾計画の変更の概要	(") 18

規則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第44号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(平成 5 年宮崎県規則第29号の 2)の一部を次のように改正する。 別記様式第 4 号中

0 7

- 2 活動能力の程度
 - ア 階段を人並みの速さで上れないが、ゆっくりなら上れる。
 - イ 階段をゆっくりでも上れないが、途中休みながらなら上れる。
 - ウ 人並みの速さで歩くと苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける。
 - エ ゆっくりでも少し歩くと息切れがする。
 - オ 息苦しくて身のまわりのこともできない。

Γ

- 2 活動能力の程度
 - ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。
 - イ 平たんな道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
 - ウ 息切れがあるので、同年代の人より平たんな道を歩くのが遅い、あるいは平たんな道を自分 に、のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。
 - エ 平たんな道を約 100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
 - オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。

Γ

4 換気機能 (年 月 日)

 $m\ell$

- ア 予測肺活量
- イ 1秒量

を

を

ゥ 予測肺活量 1 秒率 % (= $\frac{1}{7}$ × 100) (ア及びウについては、次のモノグラムを使用すること。)

Γ

4 換気機能 (年 月 日)

L) ア 予測肺活量 L (実測肺活量

イ 1 秒量

L(実測努力肺活量 L)

ゥ 予測肺活量 1 秒率 $\% (= \frac{1}{7} \times 100)$

(アについては、下記の予測式を使用して算出すること。)

肺活量予測式(L)

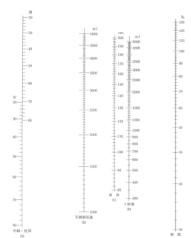
に改め、

男性 0.045×身長(cm) - 0.023×年齢(歳) - 2.258

女性 0.032×身長(cm) - 0.018×年齢(歳) - 1.178

(予測式の適応年齢は、男性は18歳から91歳まで、女性は18歳から95歳までであり、適応年齢範囲外 の症例には使用しないこと。)

Γ



を削り、

ノモグラムの使い方

- 1 (A)と(C)から、(B)上にBaldwinの予測式による予測肺活量が得られる。(B)と(D)とから(E)上に予 測肺活量に対する1秒率が得られる。
- 2 (D)を1秒量の代りに実測肺活量とすれば、(B)と(D)とから(E)上にパーセント肺活量が得られる。
- 3 (B)に実測肺活量を代入すれば、(B)と(D)とから(E)上に通常の1秒率が得られる。

Γ

合計点数	点	点
3 点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清 総ビリルビン値)	有 • 無	有 • 無

Γ

合計点数	点	点
(○で囲む)	5~6点・7~9点・10点以上	5~6点・7~9点・10点以上
肝性脳症又は腹水の項目		
を含む3項目以上におけ	有 • 無	有 • 無
る 2 点以上の有無		

に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第11号(第11条関係)	様式第11号(第11条関係)

「略]

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に対して異議申立て をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日 の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として(訴 訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。) 提起 することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日か ら起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算 して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することが できなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日 から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の 取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日 の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができま す(なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日 から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決 定の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴え を提起することができなくなります。)。

「略]

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対して審査請求 をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知 った日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告とし て(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。) 提起することができます(なお、<u>この処分があったことを知っ</u> た日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の 翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提 起することができなくなります。)。また、<u>この処分があったこ</u> <u>とを知った日</u>の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に<u>審査請求</u>をした場 合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決 <u>があったことを知った日</u>の翌日から起算して6か月以内であれば 、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決が <u>あったことを知った日</u>の翌日から起算して6か月以内であっても 、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決の日</u>の翌日から起算して1年を経過 するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経渦措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による 改正後の身体障害者福祉法施行細則の相当規定に基づいて提出された書類とみなす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第45号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年宮崎県規則第83号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(自立支援医療費の支給認定の申請等)

- 第9条 法第53条第1項及び第56条第1項の申請は、自立支援医療 第9条 法第53条第1項及び第56条第1項の申請は、自立支援医療 費(育成医療・精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・ 変更) (別記様式第8号) によってするものとする。
- 2 省令第35条第2項第1号の医師の意見書又は診断書の様式は、 政令第1条の2第1号に規定する育成医療(以下「育成医療」と いう。)にあっては意見書(別記様式第9号)によるものとし、 同条第3号に規定する精神通院医療(以下「精神通院医療」とい) にあっては診断書(別記様式第10号)又は重度かつ継続に 関する意見書(別記様式第11号)によるものとする。
- 条第1項の支給認定(以下「支給認定」という。)をしたときは 法第54条第3項に規定する支給認定障害者等に対し自立支援医療 受給者証(育成医療・精神通院医療)(別記様式第12号)を交付 し、支給認定をしないときは当該申請書を提出した者に対し通知 書(別記様式第13号)により通知するものとする。

(自立支援医療費の支給認定に係る申請内容の変更の届出)

第10条 政令第32条第1項の規定による届出は、自立支援医療受給 者証等記載事項変更届出書(育成医療・精神通院医療)(別記様

改正後

(自立支援医療費の支給認定の申請等)

- 費(精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更)(別 記様式第8号)によってするものとする。
- 2 省令第35条第2項第1号の医師の意見書又は診断書の様式は、 診断書(精神通院医療) (別記様式第10号) 又は重度かつ継続に 関する意見書(別記様式第11号)によるものとする。
- 3 知事は、第1項の申請書の提出があった場合において、法第52 3 知事は、第1項の申請書の提出があった場合において、法第52 条第1項の支給認定(以下「支給認定」という。)をしたときは 法第54条第3項に規定する支給認定障害者等に対し自立支援医療 受給者証(精神通院医療)(別記様式第12号)を交付し、支給認 定をしないときは当該申請書を提出した者に対し通知書(別記様 式第13号)により通知するものとする。

(自立支援医療費の支給認定に係る申請内容の変更の届出)

第10条 政令第32条第1項の規定による届出は、自立支援医療受給 者証等記載事項変更届出書(精神通院医療)(別記様式第14号)

式第14号)によってするものとする。

(指定自立支援医療機関の指定の申請)

2号に規定する更生医療(以下「更生医療」という。)にあって は指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定申請書(別 記様式第15号)によって、精神通院医療にあっては指定自立支援 医療機関(精神通院医療)指定申請書(別記様式第16号)によっ てするものとする。

様式第8号(第9条関係)

自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更)

[略]

備考

1 該当する医療の種類及び新規又は変更(自己負担限度額及 び指定医療機関の変更認定の申請の場合)のいずれかに○を してください。

2~7 [略]

[略]

別記様式第9号を次のように改める。

様式第9号 削除

別記様式第12号を次のように改める。

によってするものとする。

(指定自立支援医療機関の指定の申請)

第11条 法第59条第1項の申請は、育成医療及び<u>政令第1条の2第</u>|第11条 法第59条第1項の申請は、<u>政令第1条の2第1号に規定す</u> <u>る</u>育成医療 (以下「育成医療」という。) 及び同条第2号に規定 する更生医療(以下「更生医療」という。) にあっては指定自立 支援医療機関(育成医療・更生医療)指定申請書(別記様式第15 号)によって、同条第3号に規定する精神通院医療(以下「精神 通院医療」という。) にあっては指定自立支援医療機関(精神通 院医療) 指定申請書(別記様式第16号) によってするものとする

様式第8号(第9条関係)

自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認 定•変更)

[略]

備考

1 新規、再認定又は変更(自己負担限度額及び指定医療機関 の変更認定の申請の場合)のいずれかに○をしてください。

2~7 [略]

[略]

様式第12号(第9条関係)

自立支援医療受給者証 (精神通院医療)

公費負担者番号											
自立支援医療費受給者番号											
	フリガナ	i		i	'		性別		生年	月日	
受	氏 名						男 •	女	年	月	日
	フリガナ										
診	居 住 地										
者	被保険者証の記号及び番号						保険者	·名			
	重度かつ継続					該当	i •	非該当			
		フリガナ								続柄	
保	護者	氏 名									
(う 入)	受診者が18歳未満の場合記	フリガナ							1		
		居住地									
指定	病院又は診療所					地及び 舌番号					
医療機	薬 局					地及び 舌番号					
男 名	訪問介護事業者又は 指定居宅サービス事業者					地及び話番号					
	自己負担上限額	月客	Į					円			
有効期間				年	月	日から		年	月	日まで	
J	:記のとおり認定する。 年 月 日										
							宮崎	奇県知事			印

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

様式第13号(第9条関係)

[略]

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に宮崎県知事に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の田の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議車立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第14号(第10条関係)

自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書(育成医療・精神通 院医療)

[略]

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

興行場に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県規則第46号

興行場に関する条例施行規則の一部を改正する規則

興行場に関する条例施行規則(昭和59年宮崎県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(便所)

第7条 条例別表便所の項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) <u>男子用と女子用</u>の便器の数は、<u>原則として同数である</u>こと。ただし、興行場の種類、規模又は用途により男性用又は女性用の便器数の割合は、適宜変えることができる。

様式第3号(第3条関係)

[略]

(教示) この処分に不服があるときは、この処分のあったことを

様式第13号(第9条関係)

[略]

教 示

改正後

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったこと を知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を 被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事 となります。) 提起することができます(なお、この処分が あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっ ても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこ の処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、<u>この処分があったことを知った日</u>の翌日から起算 して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消 しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知っ た日の翌日から起算して6か月以内に限り、提起することが できます。(なお、その審査請求に対する裁決があったこと <u>を知った日</u>の翌日から起算して6か月以内であっても、その 審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過す るとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなり ます。)。

様式第14号(第10条関係)

自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書 (精神通院医療)

[略]

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

改正後

(便所)

第7条 条例別表便所の項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) <u>男性用と女性用</u>の便器の数は、<u>興行場の種類、規模、用途</u> <u>、男女別の利用者数等を考慮し、それらを適切に反映したもの</u> とすること。

様式第3号(第3条関係)

[略]

(教示) この処分に不服があるときは、この処分のあったことを

知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6 月以内に、前記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6 月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)提起することができる。

知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第47号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

第1条 理容師法施行細則(平成12年宮崎県規則第102号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

大の我の民主情の個に高りる死だと同義の民主人の欄に同りる死	
改正前	改正後
様式第2号(第3条関係)	様式第2号(第3条関係)
[明各]	[略]
[晒	[略]
従 [略]	従 [略]
事	事
者	者
	美容所の名称
	- 手短眼乳ナス組み (既設の場合)
	重複開設する場合 美容所の開設予定年月日
	(開設予定の場合) 年月日
[略]	[略]

(美容師法施行細則の一部改正)

第2条 美容師法施行細則(平成12年宮崎県規則第103号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後			
様式第2号(第3条関係)	様式第2号(第3条関係)			
[略]	[略]			
[略]	[略]			
従 [略]	従 [略]			
事	事			
者	者			
	理容所の名称			
	重複開設する場合 (既設の場合)			
	理容所の開設予定年月日			
	(開設予定の場合) 年月日			
[略]	[略]			

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の理容師法施行細則及び第2条の規定による改正前の美容師法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第48号

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則(昭和40年宮崎県規則第20号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

改正後

別表第1(第3条関係)

「略]

「略]

備考

1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方 税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に 規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割 の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割 を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8 、附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4 の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をい

なお、同法第 323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする

2 この表のD1~D14階層における「所得税の額」とは 、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減 免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第 175号) の規定によって計算された所得税の額をいう。

なお、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3) • (4) 「略]

3~7 [略]

別表第2(第3条関係)

[略]

「略]

備考

- [略]
- 2 世帯階層区分の認定
- ① [略]
- ② 認定の基礎となる用語の定義

ア・イ [略]

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法 、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減 免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算さ 別表第1(第3条関係)

[略]

「略]

備考

1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方 税法(昭和25年法律第 226号)第 292条第1項第1号に 規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割 の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割 を計算する場合には、同法第 314条の7、第 314条の8 、附則第5条第3項、第5条の4第6項及び<u>第5条の4</u> <u>の2第6項</u>の規定は適用しないものとする。)の額をい う。

なお、同法第 323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする

2 この表のD1~D14階層における「所得税の額」とは 、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減 免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第 175号) の規定によって計算された所得税の額をいう。

なお、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3) • (4) [略]

3~7 [略]

別表第2 (第3条関係)

[略]

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 世帯階層区分の認定
- ① [略]
- ② 認定の基礎となる用語の定義

ア・イ [略]

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法 、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減 免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算さ

れた所得税の額(所得税の額を計算する場合には、 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号 (地方税法第 314条の7第1項第2号に規定する寄 附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7 第1項第2号に規定する寄附金に限る。) に規定す る寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第 1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項 、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2 第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の 2 第 1 項、第41条の19の 3 第 1 項及び第 3 項並びに 第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法 等の一部を改正する法律附則第12条並びに所得税法 等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附 則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しな い。)、地方税法により賦課される市町村民税の額 (所得割の額を計算する場合には、地方税法第 314 条の7、第314条の8、附則第5条第3項、第5条 の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用 しない。)、生活保護法による保護並びに中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による支援給付(以下「支援給付」という。)を いう。生活保護については現在生活扶助、医療扶助 等の保護を受けている事実、支援給付については支 援給付を受けている事実、所得税については前年分 の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税につ いては当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方 税法第 323条による免除をいう。) の有無をもって 認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当 該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の 取扱いについては、これが判明するまでの期間は、 前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によるこ ととする。

なお、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとする。

3 • 4 [略]

様式第1号(第3条関係)

[略]

(注) 1 [略]

2 この負担金の額の決定に不服があるときは、この 通知を受けとった日の翌日から起算して60日以内に 宮崎県知事に対して審査請求ができます。処分の取 消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日 から起算して6月以内に、前記の審査請求をしたと きには、当該審査請求に対する裁決のあったことを 知った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を 被告として(宮崎県知事が被告の代表者となります 。)提起することができます。

れた所得税の額(所得税の額を計算する場合には、 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号 (地方税法第 314条の7第1項第2号に規定する寄 附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7 第1項第2号に規定する寄附金に限る。) に規定す る寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第 1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項 、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条 の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41 条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3 項並びに第41条の19の4第1項及び第3項、租税特 別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第 23号) 附則第12条並びに所得税法等の一部を改正す る法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及 び第60条第1項の規定は適用しない。)、地方税法 により賦課される市町村民税の額(所得割の額を計 算する場合には、地方税法第 314条の7、第 314条 の8、附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第 5条の4の2第6項の規定は適用しない。)、生活 保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特 定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付 (以下「支援給付」という。) をいう。生活保護に ついては現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けて いる事実、支援給付については支援給付を受けてい る事実、所得税については前年分の所得税の課税の 有無及びその額、市町村民税については当該年度の 市町村民税の課税又は免除(地方税法第 323条によ る免除をいう。)の有無をもって認定の基準とする 。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民 税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては 、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税 又は前年度の市町村民税によることとする。

なお、地方税法等の一部を改正する法律<u>(平成22年法律第4号)</u>及び所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとする。

3 • 4 [略]

別記

様式第1号(第3条関係)

[略]

(注) 1 [略]

2 この処分に不服があるときは、この処分があった ことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮 崎県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内であっても、この処分があった 日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求を することができなくなります。

3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったこ

平成 28 年 3 月 31 日 (木曜日) 号外 第 16 号

宮崎県公報

とを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記2の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第49号

宮崎県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県環境影響評価条例施行規則(平成12年宮崎県規則第 125号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正
目次	
第1章	総則 (第1条- <u>第3条</u>)
第2章~	-第6章 [略]
第7章	<u>法</u> との関係 [略]
第8章	[略]
附則	
(対象国	事業)

第2章 環境影響評価に関する手続 第7章 法との関係

(法の対象事業)

第3条 [略]

第59条 第25条から第32条まで、第45条から第47条までの規定は、 条例第39条第1項の規定により条例第10条第4項及び第5項、第 19条第1項及び第2項、第20条第4項及び第5項並びに第31条から第33条までの規定を法第2条第4項に規定する対象事業について準用する場合について準用する。この場合において、次の表の 左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

2 [略]

別表第1 (第3条関係)

事業の種類	事業の要件
[略]	
2 条例別表2の	(1) 河川管理施設等構造令(昭和51年
項に掲げる事業	政令第 199号)第 2 条第 2 号のサーチ
の種類	ャージ水位(サーチャージ水位がない

目次

第1章 総則(第1条-第3条の2)

第2章~第6章 [略]

第7章 環境影響評価法との関係 [略]

第8章 [略]

附則

(対象事業)

第3条 [略]

(条例別表19の項の規則で定める事業の種類)

第3条の2 条例別表19の項の規則で定める事業の種類は、土地の 造成を伴う事業(同表1の項から18の項までに掲げる事業に該当 するものを除く。)とする。

改正後

第2章 環境影響評価に関する手続

第7章 環境影響評価法との関係

(環境影響評価法の対象事業)

第59条 第25条から第32条まで<u>及び第45条から第47条まで</u>の規定は、条例第39条第1項の規定により条例第10条第4項及び第5項、第19条第1項及び第2項、第20条第4項及び第5項並びに第31条から第33条までの規定を<u>環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)</u>第2条第4項に規定する対象事業について準用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

2 [略]

別表第1 (第3条関係)

事業の種類	事業の要件
[略]	
2 条例別表2の	(1) 河川管理施設等構造令(昭和51年
項に掲げる事業	政令第 199号)第 2 条第 2 号のサーチ
の種類	ャージ水位(サーチャージ水位がない

ダムにあっては、同条第1号の常時満 水位) における貯水池の区域の面積が 50ヘクタール以上であるダムの新築の 事業(当該ダムが水力発電所の設備と なる場合にあっては、当該事業を実施 しようとする者(当該事業を実施しよ うとする者が2以上である場合におい て、これらの者のうちから代表する者 を定めたときは、その代表する者)が 当該水力発電所をその事業の用に供す る電気事業法 (昭和39年法律第 170号) 第2条第1項第10号の電気事業者(以下単に「電気事業者」という。) 又 は同項第11号の卸供給を行う事業を営 み、若しくは営もうとする者(以下「 卸供給事業者」という。) であるもの (当該水力発電所の出力が1万5,000 キロワット以上である場合に限る。) 及び当該水力発電所の専用設備の設置 に該当するものを除く。)

- (2) 計画湛水位(堰の新築又は改築に 関する計画において非洪水時に堰によ ってたたえることとした流水の最高の 水位で堰の直上流部におけるものをい う。) における湛水区域の面積(以下 「湛水面積」という。)が50ヘクター ル以上である堰の新築の事業(当該堰 が水力発電所の設備となる場合にあっ ては、当該事業を実施しようとする者 (当該事業を実施しようとする者が2 以上である場合において、これらの者 のうちから代表する者を定めたときは 、その代表する者) が当該水力発電所 をその事業の用に供する電気事業者又 は卸供給事業者であるもの(当該水力 発電所の出力が1万5,000キロワット 以上である場合に限る。) 及び当該水 力発電所の専用設備の設置に該当する ものを除く。)
- (3) 改築後の湛水面積が50ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が25ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業(当該改築後の堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者を定めたときは、その代表する者が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるもの(当該水力発電所の出力が1万5,000キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く

ダムにあっては、同条第1号の常時満 水位) における貯水池の区域の面積が 50ヘクタール以上であるダムの新築の 事業(当該ダムが水力発電所の設備と なる場合にあっては、当該事業を実施 しようとする者(当該事業を実施しよ うとする者が2以上である場合におい て、これらの者のうちから代表する者 を定めたときは、その代表する者)が 当該水力発電所をその事業の用に供す る電気事業法(昭和39年法律第 170号)第2条第1項第15号の発電事業者(以下単に「発電事業者」という。)で あるもの(当該水力発電所の出力が1 万 5,000キロワット以上である場合に 限る。) 及び当該水力発電所の専用設 備の設置に該当するものを除く。)

- (2) 計画湛水位(堰の新築又は改築に 関する計画において非洪水時に塡によ ってたたえることとした流水の最高の 水位で堰の直上流部におけるものをい う。) における湛水区域の面積(以下 「湛水面積」という。)が50ヘクター ル以上である堰の新築の事業(当該堰 が水力発電所の設備となる場合にあっ ては、当該事業を実施しようとする者 (当該事業を実施しようとする者が2 以上である場合において、これらの者 のうちから代表する者を定めたときは 、その代表する者) が当該水力発電所 をその事業の用に供する発電事業者で あるもの(当該水力発電所の出力が1 万 5,000キロワット以上である場合に 限る。) 及び当該水力発電所の専用設 備の設置に該当するものを除く。)
- (3) 改築後の港水面積が50ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が25へクタール以上増加することとなる堰の改築の事業(当該改築後の堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者を定めたときは、その代表する者が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの(当該水力発電所の出力が1万5,000キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)

。) 「略] 「略] [略] [略] 5 条例別表5の (1) 出力が1万5,000キロワット以上 5 条例別表5の (1) 出力が1万5,000キロワット以上 項に掲げる事業 である水力発電所の設置の工事の事業 である水力発電所の設置の工事の事業 項に掲げる事業 の種類 (当該水力発電所の設備にダム又は堰 の種類 (当該水力発電所の設備にダム又は堰 が含まれる場合において、当該ダムの が含まれる場合において、当該ダムの 新築又は当該堰の新築若しくは改築を 新築又は当該堰の新築若しくは改築を 行おうとする者(その者が2以上であ 行おうとする者(その者が2以上であ る場合において、これらの者のうちか る場合において、これらの者のうちか ら代表する者を定めたときは、その代 ら代表する者を定めたときは、その代 表する者) が当該水力発電所をその事 表する者) が当該水力発電所をその事 業の用に供する発電事業者でないとき 業の用に供する電気事業者又は卸供給 事業者でないときは、当該ダムの新築 は、当該ダムの新築又は当該堰の新築 又は当該堰の新築若しくは改築である 若しくは改築である部分を除く。) 部分を除く。) (2) 出力が1万5,000キロワット以上 (2) 出力が1万5,000キロワット以上 である発電設備の新設を伴う水力発電 である発電設備の新設を伴う水力発電 所の変更の丁事の事業(当該水力発電 所の変更の工事の事業(当該水力発電 所の変更の工事がダムの新築又は堰の 所の変更の工事がダムの新築又は堰の 新築若しくは改築を伴う場合において 新築若しくは改築を伴う場合において 、当該ダムの新築又は当該堰の新築若 、当該ダムの新築又は当該堰の新築若 しくは改築を行おうとする者(その者 しくは改築を行おうとする者(その者 が2以上である場合において、これら が2以上である場合において、これら の者のうちから代表する者を定めたと の者のうちから代表する者を定めたと きは、その代表する者) が当該水力発 きは、その代表する者) が当該水力発 電所をその事業の用に供する電気事業 電所をその事業の用に供する発電事業 者又は卸供給事業者でないときは、当 者でないときは、当該ダムの新築又は 該ダムの新築又は当該堰の新築若しく 当該堰の新築若しくは改築である部分 は改築である部分を除く。) を除く。) [略] [略] 「略] 「略] 18 「略] 18 「略] 19 土地の造成を 施行区域の面積が50ヘクタール以上の土 伴う事業 (第3 地の造成を伴う事業(森林法による森林 条の2に規定す の造成の事業に該当するものを除く。) る土地の造成を 伴う事業に限る 。以下この項に おいて同じ。) 別表第2 (第34条関係) 別表第2 (第34条関係) 事業の種類 事業の諸元 手続を経ることを要しない 事業の種類 事業の諸元 手続を経ることを要しない 修正の要件 修正の要件 [略] [略] 23 「略] 23 [略] 24 別表第1 施行区域の位置 新たに施行区域となる部分 の19の項に の面積が修正前の施行区域 該当する対 の面積の10パーセント未満 象事業 であり、かつ、10ヘクター ル未満であること。 別表第3 (第42条関係) 別表第3 (第42条関係) 事業の種類 事業の諸元 手続を経ることを要しない 事業の種類 事業の諸元 手続を経ることを要しない 変更の要件 変更の要件 [略] 「略]

23 [略]		23 [略]		
		24 別表第 1	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分
		<u>の19の項に</u>		の面積が変更前の施行区域
		該当する対		の面積の10パーセント未満
		象事業		であり、かつ、10ヘクター
				ル未満であること。
			土地の利用計画	土地の利用計画における工
			における工業の	業の用の土地の面積が変更
			用、商業の用、	前の当該土地の面積の20パ
			住宅の用又はそ	<u>ーセント以上増加せず、又</u>
			の他の利用目的	は5ヘクタール以上増加し
			ごとの土地の面	ないこと。
			<u>積</u>	
	·			

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第59条第1項の改正規定は公布の日から、別表第1の2の項及び5の項の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、当該施行により新たに宮崎県環境影響評価条例(平成12年宮崎県条例第12号)第2条第2項に規定する対象事業となる事業であって次に掲げるもの(この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくはこの規則による改正後の宮崎県環境影響評価条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第42条第1項若しくは第2項の規定による変更のみをして実施されるものに限る。)については、改正後の規則第3条の2及び別表第1の19の項の規定は、適用しない
 - (1) 施行日前に森林法(昭和26年法律第 249号)第10条の2第1項の規定による許可、農地法(昭和27年法律第 229号)第4条第1項 若しくは第5条第1項の規定による許可又は都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項若しくは第2項の規定による許可がな された事業
- (2) 施行日前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第 108号)第6条第1項の規定による認定がなされた事業
- (3) 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第 179号)第 2 条第 1 項第 1 号の補助金若しくは同項 第 2 号の負担金又は県が交付する補助金若しくは負担金の交付の決定がなされた事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法第17条第 1 項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第50号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則(昭和41年宮崎県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(支給対象者)

(支給対象者)

第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)、求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。ただし、第14号に掲げる者については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)附則第2項に定める日(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則(昭和52年労働省令第30号)附則第2項ただし書に規定する者については、同項ただし書に定める日)

第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)、求職者を作業環境に適応させる訓練(以下「職場適応訓練」という。)又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。ただし、第14号に掲げる者については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和52年法律第94号)附則第2項に定める日(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則(昭和52年労働省令第30号)附則第2項ただし書に規定する者については、同項ただし書に定める日)

改正後

までとする。

(1)~(3) [略]

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び小学校を除く。)、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校(職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成9年法律第45号)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。)を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者(当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。)

(5)~(16) [略]

2~4 [略]

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、平成20年4月1日から旭119つ。

平成28年3月31日

までとする。

(1)~(3) [略]

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園、小学校及び特別支援学校(同法第76条第1項の中学部及び同条第2項の高等部を除く。)を除く。)、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者(当該取消し又は撤回後において安定した職業に就いていない者(当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。)

(5)~(16) [略] 2~4 [略]

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第51号

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則(平成24年宮崎県規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正前									
別	別表第1 (第2条関係)									
	[略]									
	訓練	科	訓練の対象	教科	訓練期間及	設	備			
	訓練	専	となる技能		び訓練時間	種	名			
	系	攻	及びこれに		(単位は時	別	称			
		科	関する知識		間とする。					
	の範		の範囲)					
	[H	各]								
	2		[略]							
	電 [略]		[略]	1 系基礎						
	力			(1) 学科	<u>390</u>					
	系 [略]									
	[H	各]								
					-					

別表第1(第2条関係)

[略]

科	訓練の対象	教科	訓練期間及	設備	
専	となる技能		び訓練時間	種	名
攻	及びこれに		(単位は時	别	称
科	関する知識		間とする。		
	の範囲)		
[略]					
2 [略]					
	[略]	1 系基礎			
		(1) 学科	<u>380</u>		
	[略]		,		
\$]					
	専 攻 科	専 となる技能 攻 及びこれに 科 関する知識 の範囲 [略]	専 となる技能 攻 及びこれに 科 関する知識の範囲 [略] 1 系基礎(1)学科(略) [略] (1)学科(略)	専となる技能 び訓練時間 攻 及びこれに (単位は時間とする。) 科関する知識の範囲) 「略] 1 系基礎 (1)学科 380 「略]	専となる技能 び訓練時間 攻及びこれに (単位は時間 科関する知識の範囲 間とする。) 「略] 1 系基礎 (1)学科 380 「略]

改正後

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第52号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則(昭和26年宮崎県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後			
第2条 知事は、法第4条の2第5項、第5条第1項、第6条第1	第2条 知事は、法第4条の2第5項、第5条第1項、第6条第1			

項又は第30条第1項の規定による家畜の検査、注射、薬浴又は投 薬の実施について、当該措置を受けるべき家畜の所有者に周知さ せるための措置を講ずるものとする。

- 第3条 法第24条但書の規定により、許可を受けようとする者は、 発掘許可申請書(別記様式第2号)を知事に提出しなければなら ない。
- の死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の指 定区域内での移動、県内への移入、又は県外への移出を禁止し、 又は制限する。
- 会等家畜を集合させる催物の開催又はと場若しくは化製場の事業 を停止し、又は制限する。
- 第6条 知事は法第34条の規定により、一定種類の放牧、種付又は 第6条 知事は、法第34条の規定により、一定種類の家畜の放牧、 、ふ卵を停止し、又は制限する。
- 可申請書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

項又は第31条第1項の規定による家畜の検査、注射、薬浴又は投 薬の実施について、当該措置を受けるべき家畜の所有者に周知さ せるための措置を講ずるものとする。

- 第3条 法第24条ただし書の規定により、許可を受けようとする者 は、発掘許可申請書(別記様式第2号)を知事に提出しなければ ならない。
- 第4条 知事は法第32条第1項の規定により、一定種類の家畜、そ│第4条 知事は、法第32条第1項の規定により、一定種類の家畜、 その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の 指定区域内での移動、県内への移入又は県外への移出を禁止し、 又は制限する。
- 第5条 知事は法第33条の規定により、競馬、家畜市場、家畜共進 第5条 知事は、法第33条の規定により、競馬、家畜市場、家畜共 進会等家畜を集合させる催物の開催又はと畜場若しくは化製場の 事業を停止し、又は制限する。
 - 種付、と畜場以外の場所におけると殺又はふ卵を停止し、又は制 限する。
- 第8条 法第50条の規定により、許可を受けようとする者は使用許 第8条 法第50条の規定により、許可を受けようとする者は、使用 許可申請書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

附即

この規則は、公布の日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第53号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

74. 公共发行991.1 (1994.10) (1994.10) (1994.11) (1994.11) (1994.11) (1994.11) (1994.11) (1994.11) (1994.11) (1994.11)

名簿の閲覧時間は、宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎

建築士法施行細則(昭和48年宮崎県規則第27号)の一部を次のよう	に改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定	に下線で示すように改正する。
改正前	改正後
(二級建築士又は木造建築士の住所等の届出)	(二級建築士又は木造建築士の住所等の届出)
第7条 [略]	第7条 [略]
	(名簿の閲覧)
	第7条の2 法第6条第2項の規定により名簿を一般の閲覧に供す
	る場所(以下「名簿閲覧所」という。)は、県土整備部建築住宅
	<u>課とする。</u>
	2 名簿の閲覧時間は、宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎
	県条例第22号)第2条第1項に規定する県の休日を除き、午前9
	時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。
	3 前項の規定にかかわらず、知事は、名簿の整理その他必要があ
	るときには、臨時に名簿を閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時
	間の変更をすることができる。_
	4 名簿を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、閲
	覧者の住所及び氏名並びに閲覧理由を記載した書面を知事に提出
	<u>しなければならない。</u>
	5 閲覧者は、名簿を名簿閲覧所以外の場所に移動してはならない
	<u>_</u>
	6 知事は、前2項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者
	又は名簿を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認められる
	者に対して閲覧を拒否し、又は中止させることができる。
(名簿の閲覧)	
第10条の2 法第6条第2項の規定により名簿を一般の閲覧に供す	
るための閲覧所(以下「名簿閲覧所」という。)の場所は、県土	
整備部建築住宅課とする。	

県条例第22号)第2条第1項に規定する県の休日を除き、午前9 時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、名簿の整理その他必要があ るときには、臨時に名簿を閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時 間の変更をすることができる。
- 4 名簿を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、閲 覧者の住所、氏名及び閲覧理由を記載した書面を、知事に提出し なければならない。
- 5 閲覧者は、名簿を名簿閲覧所の場所以外の場所に移動してはな
- 6 知事は、前2項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者 又は名簿を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認められる 者に対して閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

(指定の申請)

第11条 法第10条の20第2項に規定する指定を受けようとする者(次項第8号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事 項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

2 「略]

(名称等の変更の届出)

第11条の2 法第10条の20第1項の規定に基づき知事が指定する者 (以下「指定登録機関」という。)は、同条第3項において準用 する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは 、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければなら ない。

(1)~(3) [略]

(受験の申込み)

第15条 二級建築士試験又は木造建築士試験(法第15条の6第1項|第15条 二級建築士試験又は木造建築士試験(法第15条の6第1項 の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定試験機関」という 。)が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。) を受けようとする者は、別記様式第8又は別記様式第8の2によ る受験申込書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければな らない。

(1)~(4) [略]

2 • 3 [略]

(指定の申請)

第17条の 2 法第15条の 6 第 2 項に規定する指定を受けようとする | 者(次項第11号において「指定申請者」という。)は、次に掲げ る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 「略]

2 [略]

(登録簿等の閲覧)

第18条の 2 法第23条の 9 の規定により登録簿等を一般の<u>閲覧に供</u> | 第18条の 2 法第23条の 9 の規定により登録簿等を一般の<u>閲覧に供</u> するための閲覧所(以下「登録簿等閲覧所」という。)の場所は 、県土整備部建築住宅課とする。

2 • 3 「略]

- 4 登録簿等を閲覧しようとする者(以下「登録簿等閲覧者」とい う。)は、登録簿等閲覧者の住所、氏名及び閲覧理由を記載した 書面を、知事に提出しなければならない。
- 5 登録簿等閲覧者は、登録簿等を登録簿等閲覧所の場所以外の場 5 登録簿等閲覧者は、登録簿等を登録簿等閲覧所以外の場所に移 所に移動してはならない。

6 「略]

(書類の経由)

(指定登録機関の指定の申請)

第11条 法第10条の20第2項の規定により申請をしようとする者(次項第8号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事 項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

2. 「略]

(名称等の変更の届出)

第11条の2 法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者(以下「指定登録機関」という。)は、同条第3項において準用す る法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、 次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならな

(1)~(3) [略]

(受験の申込み)

の規定により知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以 下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を 受けようとする者は、別記様式第8又は別記様式第8の2による 受験申込書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければなら ない。

(1)~(4) [略]

2 • 3 [略]

(指定試験機関の指定の申請)

第17条の2 法第15条の6第2項の規定により申請をしようとする 者(次項第11号において「指定申請者」という。)は、次に掲げ る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 「略]

2 [略]

(登録簿等の閲覧)

する場所(以下「登録簿等閲覧所」という。)は、県土整備部建 築住宅課とする。

2 • 3 「略]

- 4 登録簿等を閲覧しようとする者(以下「登録簿等閲覧者」とい う。)は、登録簿等閲覧者の住所及び氏名並びに閲覧理由を記載 した書面を知事に提出しなければならない。
- 動してはならない。
- 6 [略]

(書類の経由)

第20条 法、省令又はこの規則の規定により知事に書類を提出する 第20条 法、省令又はこの規則の規定により知事に書類を提出する 者(法第5条の2第1項又は第3項の規定により届出を行う者、 指定登録機関、法第10条の20第2項に規定する指定を受けようと <u>する者</u>、指定試験機関及び法第15条の6第2項<u>に規定する指定を</u> 受けようとする者を除く。)は、その者の住所地(省令第5号書 式及び第6号書式並びに別記様式第10に係る書類にあっては、そ の者の建築士事務所の所在地)を管轄する土木事務所又は西臼杵 支庁の長を経由してしなければならない。

様式第8 (第15条関係)

「略]

注 1~3 [略]

4 学歴欄は、小学校以後の学歴を記入すること。

[略]

様式第8の2 (第15条関係)

「略

注 1~3 [略]

4 学歴欄は、小学校以後の学歴を記入すること。

5 [略]

者(法第5条の2第1項又は第3項の規定により届出を行う者、 指定登録機関、法第10条の20第2項の規定により申請をしようと する者、指定試験機関及び法第15条の6第2項<u>の規定により申請</u> をしようとする者を除く。)は、その者の住所地(省令第5号書 式及び第6号書式並びに別記様式第10に係る書類にあっては、そ の者の建築士事務所の所在地)を管轄する土木事務所又は西臼杵 支庁の長を経由してしなければならない。

様式第8 (第15条関係)

「略]

注 1~3 [略]

4 学歴欄は、中学校入学以後の学歴を記入すること。

「略]

様式第8の2 (第15条関係)

[略]

注 1~3 [略]

4 学歴欄は、中学校入学以後の学歴を記入すること。

附即

この規則は、公布の日から施行する。

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。 平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 245号

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第 369号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第 2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ| 第 2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。

改正前

(1)~(5) [略]

(6) 建築設計業者 建築士法(昭和25年法律第 202号)第23条 第1項の登録を受けている者をいう。

(7)~(12) [略]

(13) 建築設計業務 建築士法第23条第1項に規定する設計等の 業務をいう。

(14) [略]

(入札参加者の資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」と 第3条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」と いう。)は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者でないこと。

ア~オ [略]

(定義)

ぞれ当該各号に定めるところによる。

改正後

(1)~(5) [略]

(6) 建築設計業者 建築士法(昭和25年法律第 202号)第23条 第1項の登録を受けている者又は同法第2条第5項に規定する 建築設備士若しくはその者を使用する者をいう。

(7)~(12) [略]

(13) 建築設計業務 建築士法第23条第1項に規定する設計等の 業務又は同法第2条第7項に規定する設備設計に関する業務を いう。

(14) [略]

(入札参加者の資格)

いう。)は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者でないこと。

ア~オ [略]

カ 雇用保険法(昭和49年法律第 116号)第5条第1項に規定 する事業を行う者であって、雇用保険に未加入のもの

キ [略]

(2) [略]

カ [略]

(2) [略] 附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の規定によりされている手続その他の行為は、この告示による改正後の県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の相当規定によりされたものとみなす。

宮崎県告示第 246号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第3条の3第1項の規定により 定めた油津港港湾計画を次のとおり変更した。

平成28年3月31日

油津港港湾管理者 宮崎県

代表者 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 港湾計画の変更の概要

平成19年宮崎県告示第1045号によりその概要を告示した油津港 港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(5) 港湾環境整備施設計画

変更前

地区名	面積(ヘクタール)
堀川	4

変更後

地区名		面積	(ヘクタール)	
堀	Ш		3	

(6) 十地造成及び十地利用計画

変更前

地区名	面積(ヘクタール)	用途
堀川	4	緑地

変更後

地区名	面積(ヘクタール)	用途
堀川	3	緑地

2 港湾計画の縦覧の場所

宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県県土整備部港湾課 日南市油津4丁目12番地16 宮崎県油津港湾事務所

宮崎県告示第 247号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第3条の3第1項の規定により 定めた細島港港湾計画を次のとおり変更した。

平成28年3月31日

細島港港湾管理者 宮崎県

代表者 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 港湾計画の変更の概要

平成9年宮崎県告示第847号によりその概要を告示した細島港港湾計画について、平成40年代前半における取扱貨物量を480万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

ア 航路

1	/ 1	u			
	地区	区名	名称	水深(メートル)	幅員(メートル)
	外	港	外港航路	17	350

イ 航路・泊地

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
工業港	15	34
白 浜	10	1

泊地

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
工業港	15	3

白 浜 10 1

(2) 外郭施設計画

防波堤

地区名		名 称	延長(メートル)	
外 港 北沖防波堤		北沖防波堤	600	

(3) 係留施設計画

岸壁

地区名	公共用又は	水 深	バース数	用途
	専用の別	(メートル)	又は延長	
工業港	公共用	15	1バース	一般船用
"	公共用	10	1バース	RORO船用
"	公共用	10	1バース	RORO船用
白 浜	公共用	10	1バース	一般船用
//	専用	5. 5	1バース	一般船用

(4) 臨港交通施設計画

道路

名称	起	点	終点	車線数
源氏山線	工業港地区	公共埠頭	県道15号	2

(5) 廃棄物処理計画

廃棄物埋立護岸

地区名	廃	棄物	海面処分·活用用
	種類	量(万立方メー	地の面積(ヘクタ
		トル)	ール)
工業港	浚渫土砂、	188	25
	陸上残土等		

(6) 港湾環境整備施設計画

ア 緑地

地区名	面積(ヘクタール)
白 浜	1
商業港	7
"	2

イ 海浜

地区名	延長	(メートル)
商業港		400

(7) 土地造成及び土地利用計画

ア 土地造成計画

地区名	面積(ヘクタール)	用途
工業港	7	埠頭用地
"	25	工業用地
"	1	交通機能用地
白 浜	1	工業用地

イ 土地利用計画

地区名	面積(ヘクタール)	用途
工業港	19	埠頭用地
"	12	港湾関連用地
"	185	工業用地
"	2	交通機能用地
"	2	緑地
白 浜	34	埠 頭用地

"	1	港湾関連用地
"	21	工業用地
"	6	交通機能用地
//	6	危険物取扱施設用地
//	1	緑地
商業港	7	埠頭用地
"	2	交通機能用地
"	12	緑地

(8) その他の計画

ア 小型船だまり計画

地区名	港湾施設	
商業港	防波堤及び小型桟橋	
"	既定計画(防波堤、物揚場及び埠頭用地)	
	を削除する。	

イ 大規模地震対策施設

(ア) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

地区名		水深(メートル)	バース数
白	浜	7. 5	1

地区	区名	面積(ヘクタール)	用途
白	浜	1	埠頭用地
/	/	1	緑地

	道路名	起点	終点	車線数
ſ	竹島線	白浜地区公共埠頭	臨港道路白浜線	2
Ī	白浜線	白浜地区公共埠頭	県道15号	4

(イ) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

地区名	水深(メートル)	バース数
白 浜	10	1
"	13	1

道路名	起点	終 点	車線数
白浜線	白浜地区公共埠頭	県道15号	4

ゥ 物資補給等のための施設

地区名	水深(メートル)	バース数					
工業港	10	1					
"	7. 5	1					
白 浜	5. 5	1					
商業港	7. 5	2					
"	4.5	9					
"	4.5	3					

エ 開発空間の留保

外港地区及び工業港地区の一部は将来の開発空間として留 保する。

2 港湾計画の縦覧の場所

宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県県土整備部港湾課 日向市大字日知屋字新開 17371番地の2 宮崎県北部港湾事務 所

	平成 28 年 3 月 31 日(木曜日) 号	外 第 16 号	宮	崎	県	公	報
I							